

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年6月7日)

- 警察安全相談業務の体制強化について 1
(警務部警務課)

警 察 本 部

警察安全相談業務の体制強化について

平成25年6月7日
警察本部
(警務部警務課)

年々増加・複雑化する警察安全相談に対応するため、警察県民課に「相談管理係」を新設して人員を配置するなど、警察安全相談業務の体制を強化する。

1 警察安全相談業務の現状

(1) 全国の状況

最近5年間で年間130万件から155万件台となり、年々相談件数が増加している。

相談内容は、犯罪等被害防止に関する相談、家事問題、刑事事件、契約・取引に関するものが多い。

(2) 県内の状況

最近3年間、本県においても右肩上がりで相談件数が増加している。

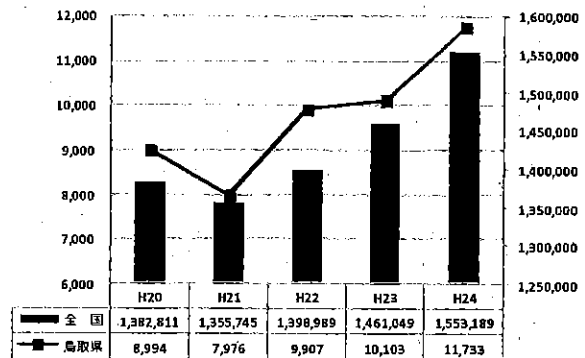
相談内容は、犯罪等による被害防止、刑事事件に関する相談、家事問題に関するものが多い。DVやストーカーに関する相談も年々増加している。

(3) 内容の多様化・複雑化

警察安全相談の中にはDVやストーカー事案等、内容によって1件の相談でも数か月又は数週間の処理期間を要するものもあり、個々の内容を細かく聞いて対応することが求められる。

特に、恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きく、また、被害者の親族等周囲の者にまで危害が加えられるおそれがあり、被害の拡大を「予防」「未然防止」という観点から、的確に対応することが求められる。

相談件数の推移



2 警察安全相談業務の体制強化

警察安全相談業務については、生活安全部が所管しているが、相談件数の増加や相談内容の多様化・複雑化に伴い、業務負担が増大するとともに、複数の所属にまたがる事案への対応など業務内容が高度化している。

このような状況の下、警察安全相談に対して迅速・的確な組織的対応を徹底するため、所管を警務部門へ移し、警察安全相談業務の体制を強化する。

具体的には、以下のとおり、警察本部及び各警察署の体制を強化する。

(1) 警察本部

警務部警察県民課に相談管理係を新設し、警部1人、警部補2人を配置する。

相談管理係は、相談の受理、処理状況の点検、相談者への支援、警察署等に対する指導・監督等の事務を所掌する。

(2) 警察署

全警察署において、警察安全相談業務を担当する警部補又は巡查部長を増員する。(生活安全(刑事)課と警務課との兼務配置)